

## 「京不見御笛」当役をめぐる争い

### ―江戸時代の天王寺楽所における笛の家―

南谷 美保

(平成18年3月31日 提出)

江戸時代の天王寺楽所の記録である『四天王寺楽人林家楽書類』(京都大学図書館蔵)の一部をなす『四天王寺舞楽之記』には、「京不見」と銘の付された御笛の演奏をめぐる山井家と岡家・東儀家との争論の記録が残されている。

天王寺楽所とは、古来四天王寺における雅楽・舞楽の演奏を担当した音楽家集団であり、「京不見御笛」<sup>きょうみずのおふえ</sup>は、明治三年まで毎年二月二十二日に四天王寺において執り行われた舞楽法要である聖霊会において、この楽所の右方の笛演奏者のトップである笛頭が演奏を担当する笛であった。

この「京不見御笛」奏者をめぐる争いは、一見、その右方笛頭の地位をめぐる展開された京都方楽人山井家と天王寺方楽人の岡・東儀両家による「京不見御笛」の演奏権利をめぐる争いのように見えるが、実際には天王寺楽所内での争いであった。

本稿においては、この事件の背景となった〈納曽利〉の舞を舞う権利をめぐる林家と東儀家との争論の延長線上に、この「京不見御笛」演奏者をめぐる山井家と岡家との争論が位置づけられる事を明らかにする。さらに、この「京不見御笛」当役をめぐる天王寺楽所内部での対立の経過とそこから見えるものについて考察する。

キーワード：「京不見御笛」当役・『四天王寺舞楽之記』・天王寺

楽所・聖霊会・京都方山井家

#### 一、三方楽所の一方としての天王寺楽所

天正年間以降、いわゆる「三方楽所」<sup>1</sup>の一方をなした天王寺楽所は、東儀・林・藺・岡の四家の楽人により構成されていた。三方楽所の一方をなすということは、宮中の儀式における雅楽を演奏する義務が課されていたわけであるから、その職務を遂行するために、天王寺方楽人は、三方楽所に属しながらも、主にその本拠地である四天王寺での楽儀を担当する天王寺在住の「在天」楽家と、京都に居住して宮中および都周辺での雅楽演奏を担当する「在京」楽家とに分かれ、通常は、「在京」楽人が禁裏での御用を務めることになる。とはいえ、京都において大規模な舞楽を伴う儀式が行われる場合には、当然のことながら、天王寺より都に上ってこれに参加するということが行われ、逆に、四天王寺において執り行われた舞楽法要には、京都住まいの天王寺方楽人は、楽奉行の許可を得て大坂に下りこれに参加したのであるから、居住地を別にするということが、すなわち、天王寺楽所における「在天」楽家と「在京」楽家との完全分離と云う状況を生み出したわけではない。

そもそも、天正年間に天王寺方楽人が宮中に召され、三方楽所の一方として宮中での楽儀に参加することとなった原因は、それまで、

宮中において右方の楽を担当してきた京都方楽人の衰退にあった。周知のように、雅楽演奏は、正式な演奏形態としては、左方の唐楽と、右方の高麗楽とを番に行われる。古来、宮中での儀式における左方の楽を担ってきたのは、奈良の楽人であり、右方は京都方楽人がこれを担当した。しかし、応仁の乱により、京都の楽人は四散し、さらに戦国時代には当主討ち死による断絶となった楽家もあったため、以後は、宮中において神楽および舞楽を執り行うための十分な人員が確保できない状態になっていた。そこで、天正年間には、天王寺楽人により、断絶した京都方の楽家を再興するということも行われたが、最終的には、天正五年から六年のころ、天王寺楽人を正式に禁裏に登用することで、いわゆる「三方楽所」が成立したのである。

したがって、天王寺方は、三方楽所の一員としては、京都方と合わせて右方の楽を担当することになる。しかし、彼らの本拠地である四天王寺や大坂近辺での神社の行事では、従前通り、天王寺楽所の楽人だけで左右の両方の楽を担当することになる。つまり、天王寺楽所の楽人は、楽については左右兼帯で演奏し、舞については、宮中行事に同じく右方だけを舞う家と、三方楽所の一員としての職務である右方の舞に加え、左方の舞も担当する家とが存在したのであり、左方の舞は、東儀、蘭、岡の家が担当し、右方の舞は、林と東儀の家がこれを担当した。

こうした状況のもとで、天王寺楽所の楽家の間では、しばしば、右方の舞の演奏をめぐる対立が生じた。というのは、この時代、常には大坂に在住する「在天」楽人が、京都に上って参加する宮中行事とは、その多くが舞楽を伴うものであった。そのために、日常的に京都での活躍の場が与えられていない大坂在住の天王寺楽所楽人にとっては、この舞楽を伴う宮中行事に参加し、中でも、京都方の

楽人も含めて複数の舞人で舞う「平舞」ではなく、一人もしくは二人で舞う「走舞」の舞人として参加する権利を獲得することの重要性が強く意識されるという状況が生み出された。また、天王寺楽所楽人の宮中への参加は、右方楽人としての立場に限られる。となると、この舞の当役をめぐる対立は、天王寺楽所の中で右舞を担当する東儀家と林家との間で、かつ、〈納曽利〉、〈貴徳〉といった「走舞」の演奏権利をめぐるものとなることは当然の結果である。さらに、こうした右舞走舞当役をめぐる対立の存在は、天王寺楽所の中の他の問題にも影響を及ぼしていく。以下に述べる「京不見御笛」当役をめぐる争論にも、この林家と東儀家との舞をめぐる対立の存在が大きく影響していたのである。

## 二、「京不見御笛」当役の意味

四天王寺には、「京不見御笛」と銘ぜられた笛が現存する。この「京不見御笛」とは、左方で用いる龍笛と右方で用いる高麗笛の二管が一对になったもので、この二管に対して「京不見御笛」という銘が付されているのである。この「京不見」と云う銘については、天王寺楽所楽人岡昌名が編纂した『新撰楽道類聚大全』での記載を一例とする広く知られた伝承がある。その伝承の真偽についてはともかく、この聖徳太子の「御作」とされた「京不見御笛」を演奏することは、天王寺楽所設立に関わったとされていた聖徳太子を信仰していた天王寺楽人にとっては大きな意味を持つものであり、また聖霊会もこの笛なしでは成り立たないものであった。というのは、聖霊会で必ず演じられる舞楽である〈蘇利古〉、〈師子〉、そして、文政十三年（一八三〇）に再興され、その後聖霊会に欠かさず舞われる舞となる〈蘇莫者〉<sup>9</sup>においては、この「京不見御笛」を演奏

「京不見御笛」当役をめぐる争い

することとされていたからである。したがって、明治三年<sup>10</sup>まで、毎年二月二十二日に執り行われた聖霊会の前夜に、この笛を演奏する役であった右方の笛頭が、四天王寺に向いて責任者よりこの笛を預かり、当日はこれを携えて法要に出仕すると云う決まりになっていた。<sup>11</sup>

先に聖徳太子が天王寺楽所の起源に深くかかわったとされる伝承があったと述べたが、それは、雅楽の歴史を述べるに際して、必ずと云ってもよいほどに言及される推古天皇二十年（六八一）、百濟より味摩之が伎楽を伝えたという記録にまでさかのぼることが可能である。というのは、四天王寺における舞楽の伝統の濫觴、すなわち、天王寺楽所の起源は、この伎楽伝来の記事にあるとされてきたからである。平安時代に作成されたとされる『聖徳太子伝暦』には、この伎楽の伝来にあたって、聖徳太子が「今後、仏教儀式を行う際には、必ずこの外国から伝えられた音楽を演奏するように」といわれたとする記事があり、こうした伝承からさらに、聖徳太子は、味摩之が伝えた伎楽を、側近の秦川勝の息子や縁者たちに学ばせたという伝承が生まれたのである。

すなわち、『日本書紀』によれば、伎楽伝来に際して、聖徳太子は、「この味摩之を桜井に住まわせ、少年たちを集めて伎楽を習わせた」とあり、これを受けて、一三二八年ごろの成立とされる『聖徳太子傳記』には、この味摩之の弟子として伎楽を学んだのは、秦川勝の息子五名、孫三名、秦川満の息子二名、孫三名であると記され、さらには、「四天王寺に三十二名の伶人」、つまり楽人を置き、「毎年、大法会を行って、そこではこの舞楽をもって供養させよう」と聖徳太子がいわれたと記される。こうして、天王寺楽所は、聖徳太子が設置された演奏集団にその起源をもち、彼ら楽人の祖は、秦川勝であるとする伝承が存在するようになる。

これ等の伝承の真偽のほどはともかく、江戸時代の天王寺楽所の楽人たちにとっては、天王寺楽所が聖徳太子の設置された演奏家集団にその起源をもつものであるという言い伝えこそが重要であったのであり、自分たちは聖徳太子の命のもとで伎楽を学んだとされる秦川勝の子孫たちの末裔であると主張することに、大きな意味を見出していたのである。それは、天正年間において、新たに三方楽所の一方として禁裏などでの演奏に加わるようになったものの、由緒正しい家系をよりどころとする京都や奈良の楽家に対し、明確な証拠をもってその家筋の由来を示すことが不可能であった天王寺楽人にとって、自らの出処に関する唯一の主張であった。それ故に彼らは、天王寺楽所を構成する楽家が、東儀・林・蘭・岡の四家に分かれた後も、そのいずれもが名乗り続けた秦川勝につながる秦姓、もしくは太秦姓を、三方楽所の一方となっても名乗り続けたのである。したがって、聖徳太子の御霊をお慰める聖霊会において、雅楽や舞楽を奉納するということは、彼ら天王寺楽所の楽人にとっては非常に大きな意味のあることであり、<sup>12</sup>その年新たに元服した楽家の子弟は、聖霊会の翌日に聖霊院に詣でるといふしきたりがあった。<sup>13</sup>また、天王寺楽人の場合は、秘曲の伝授も、聖徳太子の絵像の前で行われることもあったという。<sup>14</sup>こうした環境において、聖徳太子の御作とされる「京不見御笛」を演奏する榮譽を担うことが、天王寺楽所楽人にとって、いかに重要なことであったかが理解されるであろう。

三、「京不見御笛」之儀発端

しかし、不思議なことに、十七世紀の半ばから一七三五年までの数十年間、聖霊会におけるこの「京不見御笛」当役は、天王寺楽所



「京不見御笛」当役をめぐる争い

都方の山井家と天王寺方との争いではなく、実際には、天王寺方の林家と岡家との争論であったという状況が明らかであろう。そして、このような天王寺方の楽家の対立が生じた背景には、貞享元年（一六八四）に起こった〈納曽利〉の舞を舞う権利をめぐる林家と東儀家との対立が遠因となっていたと考えられる。

四、「京不見御笛」之儀」の遠因としての「納曽利之舞双論」<sup>19</sup>

〈陵王〉と〈納曽利〉の舞は、〈万歳楽〉と〈延喜楽〉の番舞とあわせて、江戸時代末まで、四天王寺においては、年間十四回も執り行われていた舞楽法要において必ず舞われる舞楽であった。そして、すでに説明したように、天王寺楽所の中で右舞を担当したのは、林家と東儀家であった。かつ、東儀家は、左舞も担当したために、林家にすれば、左方の〈陵王〉、右方の〈納曽利〉という「舞の家」として譲ることが出来ない「走舞」を舞う権利が、ともに東儀家の舞人に取られてしまうのではないか、という不安があった。そこで、〈納曽利〉を舞う権利の確保には、非常に神経質になっていたと思われる。

このような状況のもと、貞享元年（一六八四）の「舞御覧」<sup>20</sup>においては、〈納曽利〉を「童舞仕立て」で舞うこととし、かつ、東儀家からその舞人を出すことが決まったという。この時代は、童舞であれば、家に関係なく、それにふさわしい年齢の子供が舞うというしきたりになっていた。東儀家にすれば、当時、林家が独占していた〈納曽利〉を舞う権利を東儀家に取り戻す第一歩として、まずは童舞で実績を積むべくこうした手段にでたのであろう。

毎年正月十七日と定まっていた舞御覧の直前の十四日になって、東儀家がこのように童舞での上演を申し出たからには、すでに関係

者への根回しがあったのであろうか、林家もこの時は、不満ながらも「堪忍」してこれを認め、この年の舞御覧は、東儀兼陳と林廣音の二人の童舞となった。そして、この勢いで、東儀家は、翌二月に四天王寺で執り行われる舞楽大法会である十五日の涅槃会と二十二日の聖霊会においても、〈納曽利〉を同じく童舞で舞うべしと、林家に迫る。涅槃会ではこれを拒否したものの、その後の聖霊会ではこれを認めざるを得なかったのか、舞御覧に同じく東儀兼陳に舞わすことを認め、東儀、林両家から舞人を出す童舞とする。この例をもって、東儀家からは、これからは〈納曽利〉の舞は、林家と東儀家の双方の舞にするべきであるとの申し出でが行われるが、林家は、これを受け付けない。

この「納曽利之舞双論」は、最終的には、当時の楽奉行の元での裁判となり、結論としては、「宮中での行事では林家の舞とする。もし林家の舞人に不都合があれば、東儀家が代役を務める。江戸での行事は、そのときのメンバーでどちらが勤めてもよい。四天王寺では、林家と東儀家が交代で舞うこと。ただし、東儀家は、三年に一度舞うこととする」と決定された。<sup>21</sup>林家とすれば、長年「家の舞」として大切に伝承してきたであろう〈納曽利〉の舞を独占的に舞う権利に、東儀家が介入した状態となり、非常に悔しかったことであろう。以後、何かにつけ、天王寺楽所の中で、この両家是对立することになる。<sup>22</sup>そして、こうした経緯のもと、林家を後ろ盾にもつ山井家と、天王寺方岡家との対立であった「京不見御笛」の事件においては、東儀家も岡家に同じく笛を担当した家柄であったこともあり、林家に対抗する立場から岡家に味方することとなった。その結果、「京不見御笛」事件は、岡家と東儀家という天王寺方の笛の家と、林家の血筋となっていた山井家とこれに味方する天王寺楽所林家という二つの勢力の対立へと発展していくのである。

## 五、元禄十六年の聖霊会が引き起こした騒動

再び、元禄十六年（一七〇三）の聖霊会の状況を確認してみよう。『四天王寺舞樂之記』第二に記録される同年の聖霊会の条には、「今年於京都廣真疱瘡ニ付景村下向無之仍之京不見之御笛昌方為右方ノ笛頭被請取之也」と簡単な記事が記されるのみで、岡昌方が景村の代理を勤めたとする記録がとどめられるのみである。つまり、『四天王寺舞樂之記』の記録としては、これについて何か特別な意識を抱いたという雰囲気ではない。そもそも、林家は右方の舞を担当するために、楽器については、左方の樂でのみ必要となる笙をもっぱら担当していたのであるから、<sup>24</sup> 笛の演奏権利という問題についてはさほど意識していなかったのかもしれないし、あるいは、山井家の笛の家としての地位が安定していることに安穩としていたのかもしれない。

こうして、山井景村が不参加となったために、この年の聖霊会の右方笛頭は、特に問題もなく天王寺方の岡昌方が勤めることになったが、それは、数十年ぶりに、「京不見御笛」を天王寺方の樂人が演奏することでもあった（以後のこの事件の流れを分かりやすくするために、『四天王寺舞樂之記』に記載される当該事件に関する主な記事の内容を「表―1」としてまとめておく）。例えば、山井家の再興は、岡家から養子に出た樂人によってなされたのであるから、山井家に養子に入った元天王寺方岡家の樂人が、山井家となっても、天王寺方に縁の深い四天王寺での聖霊会に参加し続けていたという事実はさほど不思議なことではない。そして、その山井家の樂人が天王寺方も含めての聖霊会出仕者の笛方の長老格となったときに、右方笛頭となり「京不見御笛」を担当したことも、まだ京都の樂家の方が、天王寺の樂家よりも位が高いという認識があったのかも<sup>25</sup>

しれないその時代においては、やむをえないこととされていたのであろうか。「京不見御笛」が、「山井家の担当」となって以後数十年にわたり、この件について、天王寺樂所の樂人から反発が無かった理由については、記録が見出されていないために明確なことは不明である。<sup>26</sup>

が、元禄十六年の聖霊会がきっかけとなり、岡家の側では、景村より年長の岡家をはじめとする天王寺方の「笛吹」、つまり笛奏者もいる以上、なぜ山井家に「京不見御笛」を任せておく必要があるのだろうか、という不満が一気に昂じたものか、宝永三年（一七〇六）の聖霊会に際して事件が起こる。すなわち、『四天王寺舞樂之記』第二にあるように、「當廿二日右方笛吹之助左方より景村ヨリ上首渡り申候間、京不見御笛モ明日其仁ヨリ申下シ、則廿二日御笛吹可申候間」というのである。此の一件には伏線があり、すでに元禄十七年の時点で、岡家を始めとする天王寺方の笛演奏者から、「京不見御笛」当役を、天王寺方に返還するようにとの申し入れがなされていたが、景村がこれを受け入れなかったということがあった。<sup>28</sup>

当時、聖霊会を執り行うにあたっては、樂人の演奏する楽器、すなわち、三管と称される笛、笙、箏、箏の演奏人数に偏りが生じないように、天王寺樂所全体の樂人の中でそれぞれの楽器担当者の人数調整を行い、左方と右方とでそれぞれの楽器演奏者の人数に多寡が生じないようにするということが行われていた。この制度によって、左方から右方へと笛の演奏者を融通することになった、つまり、「右方笛吹之助」を送るのであるが、その演奏者は、景村よりも地位が高い樂人であるから、当然のこととして笛頭として「京不見御笛」を担当することになるので、そのつもりでいるように、<sup>25</sup> と言う通達である。が、すでに述べたように、景村の後ろには、天王寺樂

「京不見御笛」当役をめぐる争い

〔表－１〕『四天王寺舞楽之記』における「京不見御笛」をめぐる記事一覧

|              |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 元禄 5<br>1692 | 02.22 | 聖霊会場で左方の東儀兼友が右方に渡り、楽頭となると主張する。以後、左右の人数に多少がある場合は、末座より渡すこととする。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 元禄16<br>1703 | 02.22 | 廣真が疱瘡のため、聖霊会に景村下向せず。「京不見御笛」は、昌方が右方の笛頭となってこれを受け取る。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 宝永 3<br>1706 | 02.20 | 右方の笛方として、左方より景村より地位の高い楽人が渡るので、京不見の御笛も、その人が担当するとの岡昌純の書面。                                                                                                                                                                                                                                      |
|              | 02.21 | 楽人間での争論のため、この年の「京不見御笛」は出さない。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 宝永 5<br>1708 | 02.22 | 「京不見御笛」の件では、もう3年越しでもめている。一昨年は、急な争論で結論が出せず、「京不見御笛」は出なかった。昨年は、四天王寺は、景村に渡した。そもそも景村が景福より三代に渡ってこの笛を担当しているが、三年に一度は、天王寺方楽人が演奏することになってはずだ。岡家の楽人が、四天王寺へもその旨を伝え、「京不見御笛」を受け取ろうとしたら、結論が出ないうちは渡さないという。このようなことでは、秦姓の笛吹きは、聖霊会をボイコットする。などともめて、この年も京不見は出ない。                                                   |
| 宝永 6<br>1709 | 3 月   | 「京不見御笛之儀ニ付三月廿一日岡家ヨリ一方中ヶ間江口上出留」京不見につき、景福、景元と二代続いたからといって、この笛の役が、山井家のものとされる理由はない。三方楽所楽所としての右方の楽頭職も、永年京都方が担当していたが、その後、天王寺方も勤めるようになっていく。また、景村が右方楽人という理由も分からない。京都の大神家の楽人が、我々譜代の聖徳太子の御家来を差し置いて「京不見御笛」を担当するのは、納得できない。そもそも、なぜ、山井家が聖霊会に参加するのか。などの主張。こうした申し立てを受けて、四天王寺は、ともかく、この問題が解決しないうちは、京不見を出さないとする。 |
|              | 12.21 | 天王寺御本山日光御門主へ裁定をお願いしたところ、山井氏は今までと同様に聖霊会に参加し、同様に勤めることと結論が出される。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 享保 7<br>1722 | 02.22 | 左方の昌名が右方に渡り音頭を勤めると主張するが、景隆が認めず、左方へ帰る。昌名は、右装束を着用していたため、行列には参加できなかった。                                                                                                                                                                                                                          |
| 享保 8<br>1723 | 02.21 | 景隆へ左方の笛より内々に音頭問題の確認があり、これを拒否したので、左方より笛の助音がなかった。以後、享保19年まで、右方の笛方は、景隆一人となったようである。                                                                                                                                                                                                              |
| 享保20<br>1735 | 02.22 | 景隆の下向がないので、昌方、廣雄を四天王寺側が呼んで、「京不見御笛」当役をどうするのか確認する。左方の笛吹は、あくまで左方笛吹として「京不見御笛」を受け取ると主張する。が、楽所の中で説得して、昌名が今回は、右方へ渡ることとなり、「京不見御笛」を預かって出勤した。肩書きも右方笛頭とする。                                                                                                                                              |
| 元文 2<br>1737 | 02.22 | 景隆下向せず。右方笛頭は、東儀兼伯が勤める。前年、京都で協議して、山井家と岡家が隔年で京不見を担当することとなり、この年は岡昌春が笛頭を勤めた。今年も景隆が病気で下向しないので、山井家の番の代役として東儀兼伯が右方笛頭を勤めたのであろう。                                                                                                                                                                      |
| 元文 3<br>1738 | 02.22 | 景隆下向せず。右方笛頭は、岡昌家。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 元文 4<br>1739 | 02.22 | 景隆下向せず。右方笛頭は、東儀兼高、しかし、景隆の嫡子景綱は、童舞の舞人として聖霊会に参加、初度12才とある。                                                                                                                                                                                                                                      |

所の中で力のあった林家が控えている。したがって、景村もこれを無条件に受け入れることはせず、ともかく、聖霊会が終わってから協議してどうかと申し入れるが、これを聞き入れない「左方笛家之衆」、すなわち岡家を中心とする天王寺方とは歩み寄りが無いまま落日となった。夜になって、岡昌隆（後に、昌名と改名）が、「京不見御笛」が出ないのであれば、左方から右方へ笛頭を送るということはしないという妥協案を申し出て、やむを得ず景村は、四天王寺の責任者、一舍利の元へ出かけ、こうした事情を説明し、今年には「京不見御笛」を受け取ることができないと断りを入れる。<sup>29</sup>

こうして、聖霊会に不可欠のはずの「京不見御笛」が四天王寺より楽所側に渡されないままに宝永三年の聖霊会の当日となった。この年は、景村が「京不見御笛」無しでの笛頭を勤めたのであるが、そのしこりは残った。

#### 六、宝永五年の聖霊会と「京不見御笛」をめぐる対立

『四天王寺舞樂之記』の宝永四年（一七〇七）の聖霊会の記録には、「京不見御笛」に関する記事は記されていない。しかし、その翌年、宝永五年（一七〇八）の聖霊会の記録に続く記事によると、前年の宝永四年には、楽所内での「京不見御笛」当役をめぐる争論が相変わらず続いている様子を見て、四天王寺の側で一方的に、景村を「京不見御笛」当役とみなし、景村にこの笛を渡すことを決めたい。これに対して、宝永五年の正月には、新年の宮中行事のために上洛した「在天」楽人と「在京」楽人とを合わせた天王寺方楽人と山井家との協議が、京都で開催され、安倍姓東儀家の季益が双方の間に立って、山井家が永年この笛の演奏を担当してきたことはもともとであるが、三年に一度は、天王寺方左方の笛演奏者、

つまり、岡家や東儀家の楽人にも演奏させるということで関係者が概ね合意したらしい。先に紹介した〈納曾利〉の例に従ったものであろうか。

そこで、この年、宝永五年の聖霊会前日二十一日に、岡家の笛の演奏者が「京不見御笛」を四天王寺に受け取りに行ったところ、四天王寺側は、この問題がはっきりと決着がつくまでは、山井景村に御笛を渡すこととするという。この経緯を記した部分を『四天王寺舞樂之記』第三より引用する。<sup>31</sup>

京不見御笛之儀去々年ヨリ及争論申候而、去々年戌ノ年ハ臨期急成事故、吟味茂難成ニ付京不見御笛不出。亥年ハ前方ヨリ互ニ申分有之候得共、左方ヨリ申分不分明ニ付寺中ヨリ如例景村江被渡之。當正月ヨリ為中ケ間季益扱被申候者、尤景村家景福ヨリ三代連続吹来被申候得共、左方江三年ニ一度吹セ申候様ニ致了簡可申旨達而被申候故、互ニ一札取替セ相済セ申筈ニ京都而相極リ申候処、此度ハ左方笛吹之内、兼頼、兼伯、兼太三人ハ下向無之、昌倫斗下向也。當廿一日左方笛吹中ケ間使ニ而、昌方、昌隆、寺中（四天王寺）へ參、御笛（京不見御笛）を、左方江可請取旨申入候得共、寺中ヨリ先達而被申渡候通、争論相済申候迄ハ景村江相渡可申由ニ而、左方江渡候事難成旨被申渡候。昌方、昌隆兩人度々寺中へ參、秦氏ノ笛吹モ可吹義ヲ景村ヲ最良ニ而渡シ不被申ナドト言余り申候故、寺中ヨリ被申候者、争論之義何方ニ而も御裁評迄ハ如例景村へ渡可申候事寺中惣評儀ニ而申渡候処、景村ヲ引ナドト申候段、京不見（京不見御笛）渡候事ハ二段、其仰難差置候由被申候得ハ、兩人申分ニ達而左様ニ申入ニ而ハ無御座、左様之物ニ御座との事にて寺中より茂押而相尋、弥左様とて其仰難差置免度可致吟味由被申候由、兎角何方ニ而も裁評無之内ハ景村へ可渡旨被申候得ハ、おして景村

「京不見御笛」当役をめぐる争い

へ被渡候事、此度之儀後例ニ成間敷段、寺中より一札遣候様ニ申候。夫故寺中より、夫ハ猶以難成候。京不見之申分寺中ニハ曾以構不申候、互ニ何方ニ而成共可様義御裁評有之而、中間よりケ様ノ訳ニ而

左方ニ茂申筈ニ極リ申候段被申越ハ、相渡可申候。兎角訳相立申迄ハ如例景村へ相渡申候段被申候。夫故、又、昌倫、昌方、昌隆三人秋野へ参候而右之段々又々達而申入候得共、右返答之通也。然上ハ景村へ御笛御渡候とて在京、在天王寺秦氏ノ笛吹之分、明廿二日聖霊會ニ参勤不仕候旨申候由也。寺中茂景村江如例御笛渡シ候ハハ聖霊會舞楽難調、又景村江不渡候ハハ毎年出候御笛出不申事、太子ノ冥慮茂難斗由ニ而、両楽頭呼来相談有之。兼友代兼棟、廣厚代廣雄、両人秋野へ参ル。右之段々逐一被申間候。則寺中評議之趣委細被申聞、如例景村へ御笛相渡候ハハ舞楽難調、此間ハ左方より願申候ニ付御笛相渡シ不申ト申事ニ而ハ無之事、急ニ而舞楽難調候故、以了簡此度御笛渡申間敷候段含相談候間、両楽頭へ罷歸り其段可申間由被申候。罷歸り其段申達候。猶又中間ニ而季益被被申候得共、左方よりおして隔年ニ吹可申候一札モ左右方より取替不申中間へ出可申旨申候。其上左方ヨリ之一札文言ニ所存有之ニ付、此度ケ様ニ極ナドト申文言有之候故、景村茂同心無之ニ付、寺中了簡之通此度御笛不出候也。

〔 〕内は、筆者の捕、かつ傍線も筆者による。

ここで、景村、ひいては林家と対立関係にあった左方笛吹とは、傍線部に示したように、東儀家および岡家の楽人であったことが示される。<sup>32</sup>そして、彼らは、景村に「京不見御笛」を渡そうとする四天王寺側に対し、なぜ「秦氏の笛吹」にこの笛を渡さないのか、四天王寺は、山井家を最肩しているなどと主張し、さらに、景村に「京不見御笛」が渡されるのであれば、「秦氏の笛吹」は、ストライ

キを起こして聖霊會に不参加とするという。その結果として「京不見御笛」はこの年も出されないこととなり、その聖霊會での右方笛頭は景村が勤めた。

さて、右の引用部分で注目すべきは、「左方笛吹」、つまり、天王寺楽所の岡家および東儀家の楽人が、自らを「秦氏の笛吹」と称していることであろう。つまり、彼らは、「秦姓」であることを強調して、山井家との違いを明確にし、自分たちが、「聖徳太子の譜代の御家来」<sup>33</sup>であるが故に、「京不見御笛」を演奏する正当な権利の保持者であると主張するのである。<sup>34</sup>

また、前年に、楽人同士の協議でもって、三年に一度、「左方の笛吹」が「京不見御笛」を担当すると決まっていたはずなのに、その天王寺方楽人に三年に一度の演奏機会を与えるという内容を改め、山井家と天王寺方楽人とは隔年で、「京不見御笛」を担当するという主張がなされていたことも分かる。これに山井家の景村が同意するはずがない。

さらに、興味を引かれるのは、四天王寺側が唱えた「裁評」が下れば、それに従うと言う表現であろう。つまり、宝永四年の時点では、四天王寺が一方的に景村を「京不見御笛」担当者としなしたらしいが、その後は、楽所内部の揉め事に対して、四天王寺の側はこれに関与しないという態度をとったことが示されているのである。

古代の史料では、四天王寺の楽人は、「寺家伶人」とされ、四天王寺に隷属する立場であったとする解釈されているが、三方楽所の成立以降、禁裏から官位を授けられ、禁裏よりは御扶持、江戸幕府よりも知行を受け取る立場となった天王寺楽所の楽人および楽所という組織に対しては、四天王寺の側からなんらかの指図を下すということは制度上困難なことであった。この「京不見御笛」争論をめぐるでも、しかるべく裁定が下されればそれに従うとした態度からは、

南 谷 美 保

すでに楽人に対する四天王寺からの身分支配が行われ得なかったことが同われ、逆に、楽人の側からは、四天王寺と対等な立場での交渉を進め、かつ、ストライキを行うという脅しをかけるなど、支配―被支配関係の存在は感じられなくなっている。

## 七、日光御門主の裁定

『四天王寺舞楽之記』によると、翌宝永六年（一七〇九）の聖霊会は、この年正月の徳川綱吉の死去により、三月に延期になった。「京不見御笛」の扱いについての進展がみられない事態に対して岡家は、この三月二十二日に予定された聖霊会の前日になって、いわば「公開質問状」を楽所関係者に提出する。それを、以下に引用する。<sup>35</sup>

京不見御笛之儀ニ付三月廿一日岡家ヨリ一方

仲ヶ間江口上書出ル留

一、京不見御笛之儀、景元死去以後私共「天王寺方笛吹」へ無辞退景村勤役被仕候ニ付、元禄十七年此方笛より景村へ御笛役可仕候旨申入候所不被得其意、景村家付ニ仕勤役可致由被申候。比儀者御衆中御存知之通御座候。畢竟御笛之儀茂一方之事と存候得共、景村申分對一方理運被申候様存候。依之御中ヶ間へ申入候。又御相談不仕私共裡所存ニ而致相論、後難ニ罷成候得者氣毒奉存候。御苦勞ながら御笛之事其筋目御中ヶ間ニ而御吟味可被下候奉願候。一、景村へ段々申入候得共、景村家ニ三代勤役仕来候と被申候。乍去故景福、故景元兩人共ニ其時分之階老故勤役尤存候。於唯今者此方笛家之階老多御座候故申入候処ニ、景福、景元兩代勤役仕候

ヲ以テ今家ニ附ケ一人勤役可仕旨被申候。加様之儀ニ而家ニ成候者、中ヶ間之儀何事も二代三代相勤申候得者、家付ニ可成候哉、兎角申分不得其意奉存候。既楽頭職なども年久在京御衆中御勤被成候得共、筋目御吟味ニ而只今在天王寺ニ勤申事ニ御座候。其上景村被申候ハ右方楽人と慥ニ被申候。私共合点不参候。此儀別而一方へ加わり候御事故、能々御吟味可被成候。

一、景村儀ハ大神氏（山井家の本姓）京都方之楽人ニ而御座候。私共普代太子之御家来ニ而景村一人ニ御笛勤役被致候段、不得其意候。私共普代之者ニ而勤役不仕候事難儀ニ存候故、ヶ様ニ申入候間、右之通乍御苦勞御吟味可被下候。尤一方之事故如此申入候。一、景村唯今ニ至テ三代天王寺へ参勤之根元委細御吟味可被下候。此儀別而一方之儀と存候故大切ニ存候間、加様ニ御相談申入候。以上。

宝永六丑年

三月

各様

笛吹 惣中

傍線および「」内は、筆者が補う。

その内容は、天王寺楽所の楽人に対し、山井家がすでに二代に渡り「京不見」の御笛を担当していたからといって、三代目の景村が、何の断りもなくこの役を相続しているのは納得しかねる。そもそも、山井家は、京都の楽人であって、我々のように「聖徳太子の譜代の御家来」ではない。その山井家の楽人が、なぜ、天王寺の右方楽人として聖霊会に参加するのか、その理由も明確ではない。と、山井家の排除すら意識した質問状である。

「京不見御笛」当役をめぐる争い

そして、この書面から、かつては、天王寺方楽人の間でも、「在京」と「在天」との間には、何らかの身分の格差があったらしく、その責任者である楽頭の職が、永年「在京」楽家によって独占されていたらしいことも記されている。景村は、もともとは「在京」林家の出身であるから、元禄四年（一六九一）以降、その養父の景元の後を継ぐかたちで聖霊会での笛頭を担当したが、元禄十七年にいたるまで、天王寺方としてはこの事実クレームをつけることが出来なかった背景には、江戸時代初期の天王寺楽所内での「在京」楽家と「在天」楽家との格の違いに関する意識が影響していたとも考えられる。しかし、その家柄による格差は時代とともに消滅し、楽所トップの地位である「楽頭職」も「在天」が勤めるという状況になっても、「京不見御笛」の扱いは依然として変わらなかった。このことに対する不満が、こうした質問状と云う形で「正当な権利の主張」という行動へとつながっているであろうか。

このように公開質問状が提出される一方で、天王寺楽所としては、そうとはいうものの翌日に迫った聖霊会での「京不見御笛」の扱いをどうするかが問題だとされ、四天王寺に問い合わせるが、寺側は、「中間争論不決候故當年茂両方共へ相渡し不申候段申来候」と、相変わらず、争論の決着を見ない間は「京不見御笛」を出さないとの回答を行い、宝永六年も「京不見御笛」が出ないまま聖霊会が執り行われた。

この年十二月には、徳川綱吉の一周忌が執り行われるために、その法要での楽を担当すべく、三方楽所楽人は江戸へと下った。一連の行事終了後、天王寺方左方の笛演奏者の総代として東儀兼伯、岡昌方、そして山井景村の当事者が江戸に残り、四天王寺の御本山とされていた日光御門主にこの「京不見御笛」争論についての裁定を仰ぐこととする。その結果は、「山井氏今迄致連続動来候儀候間、

今迄ノ通山井氏可相動由被仰渡候也」とあり、「京不見御笛」については、山井家に今まで通り任せることとなり、岡家および東儀家にとっては残念な結果であった。かつての「三年に一度」という和解案も消滅し、以後、「京不見御笛」当役は、〔表一〕としてまとめた聖霊会右方笛頭役の一覧に示したように、享保十九年（一七三四）まで、山井景村、そしてその嫡子景隆へと、いわば「山井家の権利」として引き継がれることとなる。

八、「京不見御笛」当役のその後

しかし、この間にも問題が無かったわけではない。先述のように、日光御門主の裁定を受けたにもかかわらず、享保七年（一七二二）の聖霊会の始まらんとする時に、突然、岡昌名が、右方装束を着用して姿を現し、自分が右方の笛頭、すなわち、「京不見御笛」を担当すると主張した。実は、それまで数年間にわたり、聖霊会には山井景村・景隆の父子が出仕し、景村が笛頭を勤めていたのであるが、享保七年には、山井家からは景隆のみが参加し、その景隆が笛頭を勤めたのである。岡家を代表する昌名の立場としては、景隆の跡を景隆が継ぐことで、「京不見御笛」が山井家の芸として定着することを、黙って認める訳にもいかなかったであろう。しかし、山井家には、日光御門主の裁定と云う強みがある。景隆は、これをきっぱりと断ったらしく、右方装束を着用していた昌名は、そのままでは、本来の昌名の所属である左方の列に加わって行道に参加すること出来ず、かといって、右の列で景隆の後ろに付くことは「とんでもない」となり、悔しい思いをしながら、法要の最初の行道には参加せず、直接舞楽法要の演じられる石舞台前の楽屋へと向かった。<sup>36</sup>

この岡家にすれば屈辱的ともいえる事件の後、天王寺楽所の笛方

南 谷 美 保

〔表－2〕 聖霊会右方笛頭役の一覧

|    | 年  | 右方笛頭  | 備考   |    | 年  | 右方笛頭  | 備考   |    | 年  | 右方笛頭  | 備考   |
|----|----|-------|------|----|----|-------|------|----|----|-------|------|
| 貞享 | 1  |       |      | 享保 | 9  | 山井 景隆 |      | 宝暦 | 14 | 山井 景綱 |      |
|    | 2  | 山井 景元 |      |    | 10 | 山井 景隆 |      | 明和 | 2  | 山井 景綱 |      |
|    | 3  |       |      |    | 11 | 山井 景隆 |      |    | 3  | 山井 景綱 |      |
|    | 4  | 山井 景元 |      |    | 12 | 山井 景隆 |      |    | 4  | 岡 昌則  |      |
|    | 5  | 山井 景元 |      |    | 13 | 山井 景隆 |      |    | 5  | 山井 景綱 |      |
| 元禄 | 2  |       |      |    | 14 | 山井 景隆 |      |    | 6  | 岡 昌晴  | 景綱   |
|    | 3  | 山井 景元 |      |    | 15 | 山井 景隆 |      |    | 7  | 山井 景綱 |      |
|    | 4  | 山井 景村 |      |    | 16 | 山井 景隆 |      |    | 8  |       | 景綱   |
|    | 5  | 山井 景村 | * 1  |    | 17 | 山井 景隆 |      |    | 9  |       | 景綱   |
|    | 6  | 山井 景村 | * 2  |    | 18 | 山井 景隆 |      | 安永 | 2  |       |      |
|    | 7  |       |      |    | 19 | 山井 景隆 |      |    | 3  |       | 景綱   |
|    | 8  |       |      |    | 20 | 岡 昌名  | * 13 |    | 4  |       |      |
|    | 9  | 山井 景村 |      |    | 21 | 岡 昌春  |      |    | 5  | 東儀 兼久 |      |
|    | 10 | 山井 景村 |      | 元文 | 2  | 東儀 兼伯 | * 14 |    | 6  | 山井 景綱 |      |
|    | 11 | 山井 景村 |      |    | 3  | 岡 昌家  |      |    | 7  |       | 景綱   |
|    | 12 | 山井 景村 |      |    | 4  | 岡 昌名  | * 15 |    | 8  |       | 景綱   |
|    | 13 | 山井 景村 |      |    | 5  | 岡 昌春  |      |    | 9  | 岡 昌稠  | 景綱   |
|    | 14 | 山井 景村 |      |    | 6  | 東儀 兼高 | * 15 |    | 10 |       | 景綱   |
|    | 15 | 山井 景村 |      | 寛保 | 2  | 岡 昌晴  | * 15 | 天明 | 2  |       |      |
|    | 16 | 岡 昌方  | * 3  |    | 3  | 岡 昌家  |      |    | 3  |       |      |
|    | 17 | 山井 景村 |      | 延享 | 1  | 岡 昌晴  |      |    | 4  |       | 景綱   |
| 宝永 | 2  | 山井 景村 | * 4  |    | 2  |       |      |    | 5  |       |      |
|    | 3  | 山井 景村 | * 5  |    | 3  | 東儀 兼高 |      |    | 6  |       | * 19 |
|    | 4  | 山井 景村 |      |    | 4  | 岡 昌春  | 景綱   |    | 7  |       |      |
|    | 5  | 山井 景村 | * 6  |    | 5  | 山井 景綱 |      |    | 8  | 東儀 如貫 | 景和   |
|    | 6  | 山井 景村 | * 7  | 寛延 | 2  | 岡 昌晴  | 景綱   |    | 9  | 山井 景和 |      |
|    | 7  |       |      |    | 3  | 山井 景綱 |      | 寛政 | 2  | 岡 昌稠  |      |
|    | 8  | 山井 景村 | * 8  |    | 4  | 岡 昌則  | * 16 |    | 3  | 山井 景和 |      |
| 正徳 | 2  | 山井 景村 | * 8  | 宝暦 | 2  | 山井 景綱 |      |    | 4  | 東儀 文昞 |      |
|    | 3  | 山井 景隆 | * 9  |    | 3  | 岡 昌春  | * 17 |    | 5  | 岡 昌清  | 景和   |
|    | 4  | 山井 景隆 |      |    | 4  | 山井 景綱 |      |    | 6  | 東儀 季邦 |      |
|    | 5  | 山井 景隆 |      |    | 5  | 岡 昌晴  | 景綱   |    | 7  | 岡 昌清  |      |
|    | 6  | 山井 景村 | 景隆   |    | 6  | 山井 景綱 |      |    | 8  | 岡 昌但  |      |
| 享保 | 2  | 山井 景村 | 景隆   |    | 7  | 東儀 兼高 | 景綱   |    | 9  | 岡 昌清  | 景和   |
|    | 3  | 山井 景村 | 景隆   |    | 8  | 山井 景綱 |      |    | 10 | 岡 昌但  |      |
|    | 4  | 山井 景村 | * 10 |    | 9  |       |      |    | 11 | 岡 昌清  |      |
|    | 5  | 山井 景村 | 景隆   |    | 10 |       |      |    | 12 |       | 景和   |
|    | 6  | 山井 景村 | 景隆   |    | 11 |       |      |    | 13 | 山井 景和 |      |
|    | 7  | 山井 景隆 | * 11 |    | 12 |       | * 18 | 享和 | 2  | 岡 倫美  | * 20 |
|    | 8  | 山井 景隆 | * 12 |    | 13 | 山井 景綱 |      |    | 3  | 岡 昌但  |      |

「京不見御笛」当役をめぐる争い

|    | 年  | 右方笛頭  | 備考 |    | 年  | 右方笛頭  | 備考   |    | 年  | 右方笛頭  | 備考   |
|----|----|-------|----|----|----|-------|------|----|----|-------|------|
| 享和 | 4  |       |    | 文政 | 6  | 岡 昌億  |      | 天保 | 13 |       | 景典   |
| 文化 | 2  | 岡 昌但  |    |    | 7  |       |      |    | 14 |       | 景典   |
|    | 3  |       | 景和 |    | 8  | 岡 昌但  |      |    | 15 | 山井景 典 |      |
|    | 4  |       | 景和 |    | 9  | 岡 昌億  |      | 弘化 | 2  |       |      |
|    | 5  |       | 景和 |    | 10 | 岡 昌実  |      |    | 3  | 岡 昌億  | 景典   |
|    | 6  | 岡 昌但  | 景和 |    | 11 | 岡 昌億  | 景典   |    | 4  | 岡 倫秀  | 景典   |
|    | 7  |       |    |    | 12 |       |      |    | 5  |       | 景典   |
|    | 8  |       |    |    | 13 | 岡 昌億  |      | 嘉永 | 2  | 岡 昌好  |      |
|    | 9  | 山井 景和 |    | 天保 | 2  | 東儀 如寿 | 景典   |    | 3  |       |      |
|    | 10 |       |    |    | 3  | 岡 昌億  | 景典   |    | 4  | 岡 昌福  |      |
|    | 11 |       |    |    | 4  | 東儀 如寿 | 景典   |    | 5  | 東儀 如雄 | 景典   |
|    | 12 | 岡 倫美  |    |    | 5  |       | 景典   |    | 6  | 岡 昌福  | * 22 |
|    | 13 | 岡 昌業  |    |    | 6  |       | 景典   |    | 7  | 山井 景典 | * 23 |
|    | 14 |       | 景和 |    | 7  |       | * 21 | 安政 | 2  | 岡 倫秀  |      |
|    | 15 | 山井 景和 |    |    | 8  |       | * 21 |    | 3  | 岡 昌福  | * 24 |
| 文政 | 2  | 山井 景和 |    |    | 9  | 岡 昌億  | 景典   |    | 4  |       | 景典   |
|    | 3  | 山井 景和 |    |    | 10 | 岡 昌億  |      |    | 5  |       | * 25 |
|    | 4  | 山井 景和 |    |    | 11 |       | 景典   |    | 6  |       | * 25 |
|    | 5  | 岡 昌但  |    |    | 12 |       | 景典   |    | 7  |       | * 25 |

※右方笛頭としての立場でなくとも山井家の楽人の参加があった場合はその名を備考欄に記した。

注記事項

- \* 1：東儀兼友が右方楽頭の権利を主張
- \* 2：景元も笛役として出仕
- \* 3：景村、聖霊会に不参
- \* 4：景隆、童舞の舞人として出仕する。宝永6年まで確認できる。
- \* 5：左方より頭役を渡すとの通告
- \* 6：三年に一度とする妥協案の提示
- \* 7：岡家よりの口上書が出される
- \* 8：景隆が太鼓役にて出仕
- \* 9：景村、直に楽屋に出仕
- \* 10：景村・景隆ともに笛頭と記載される
- \* 11：昌名が右方楽頭を勤めると主張
- \* 12：音頭を譲らないなら、左方よりの補助を出さないとの主張
- \* 13：景隆の下向なし
- \* 14：景隆の下向なしとの記載
- \* 15：山井景隆嫡子景綱、胡蝶の舞人として、聖霊会初参、寛保2年まで、童舞舞人として参加する。元文5年の下向なし
- \* 16：景綱下向無之との記載
- \* 17：\* 16に同じ
- \* 18：京都太秦広隆寺での聖霊会に景綱参加する
- \* 19：景綱・景和の二名が参加
- \* 20：四天王寺大火により、大法要遂行困難
- \* 21：景典、「不参加」との記載
- \* 22：景福と記載されるが、景順の誤記か。
- \* 23：景典・景順の二名が参加
- \* 24：景順も「頭」と記される。
- \* 25：\* 23に同じ。ただし、頭役については不明。

は実力行使にでる。既に述べたように、四天王寺の聖霊会の場合は、楽を演奏する楽人は、左方と右方との間で、各楽器担当者の人数をやりくりして演奏に支障がないように協力し合っていたようであるが、聖霊会に関しては、「左方の笛吹が、右方に渡って笛頭となることを認めないのであれば、左方からは、右方の笛の補助を出さない」と左方が主張した。翌享保八年（一七三三）のことである。景隆は、左方からの補助が右方の音頭を勤めるのは「前例が無い」と云う理由で、これを断ったため、この年以降は、右方の笛の演奏者に補助が加わることが無かった。<sup>37</sup> 左方よりの補助者なしに、早朝より夜分にまでわたる聖霊会での楽の演奏を行うということは、景隆にとっては、かなりの負担であったと思われる。それゆえに、この左方笛演奏者の態度は、あからさまな報復手段であった。

さらに、享保二十年（一七三五）には、景隆が京都から下向しないうという。四天王寺の側では、また問題噴出かとはかりに、年預の玉照院が、左方の岡昌方、右方の林廣雄を呼んで、「京不見御笛」をどうするのか確認する。今迄も山井家が不参の例もあり、特に問題ないだろうと、楽所は回答する。しかし、左方笛吹側は、左方として笛を受け取って、あくまで左方の笛頭として「京不見御笛」を演奏するという。ここで、「右方笛頭」としての身分で「京不見御笛」を受け取ると、次の年には、また景隆のもとにその役が戻ってしまうという懸念があったのであろう。しかし、「京不見御笛」は、右方の笛頭がこれを受け取るということになっているという前例に基づく楽所一同の説得のもと、最終的には、岡昌名が右方笛頭としてこれを受け取り、その役を勤めることとなった。<sup>38</sup>

しかし、ここから事態は急変する。というのは、その次の年、享保二十一年にも景隆は下向しなかったのである。そこで、京都で、再び関係者協議が持たれ、享保二十一年以降は、聖霊会の右方笛頭

は、山井家と岡家が隔年で担当するということに決まった。が、その翌年元文二年（一七三七）にも景隆は下向しない。<sup>39</sup> そこで、この年は、東儀家から笛頭が出る。前年の決定に従い、山井家不参のときの代役は、天王寺方東儀家が勤めることとなったのであろう。岡家としても、「京不見御笛」当役を独占するわけにはいかなかったと思われる。

景隆は、その後も聖霊会に下向しないまま、元文四年（一七三九）に没している。<sup>40</sup> そして、この年の聖霊会には、景隆の嫡子景綱が、十二歳で初出仕しているが、それは、笛役としてではなく、右方童舞の舞人としての参加であった。<sup>41</sup> 景綱が笛役として聖霊会に出仕する延享四年（一七四七）までは、岡家と東儀家で右方笛頭役を担当しているが、延享四年以後宝暦八年（一七五八）までは、「京不見御笛」を岡家と山井家とで隔年で担当するという取り決めが守られたようであり、また、景綱は、「京不見御笛」を担当しない年にも、聖霊会に出仕している。宝暦年間の四天王寺と天王寺楽所楽人との争論による雅楽演奏の休止期をはさんで、その後は、一時的に山井家が「京不見御笛」を連続して担当する事が続くが、明和四年（一七六七）以降は、再び岡家との隔年担当となったようである。

しかし、『四天王寺舞楽之記』における記事の記載については、この宝暦年間の事件の後、かなり手抜きとなり、年度によっては聖霊会の記録そのものが、きわめて簡単にしか記されていない年もあり、その影響のもと、笛頭について明確でない時期が続く。景綱の聖霊会への出仕は、天明六年（一七八六）まで確認でき、この年には、嫡子景和とともに参加している。その景和の代になってからの「京不見御笛」当役については、景和が出仕を始めた天明年間末から寛政三年までは、天王寺楽家との隔年での担当が守られているが、<sup>43</sup> 以後は、岡家による担当が続き、景和が聖霊会に出仕してい

「京不見御笛」当役をめぐる争い

るにもかかわらず、「京不見御笛」を担当しない事が続く。反面、文化十五年から文政四年（一八一八—一八二一）にかけては景和が連続して「京不見御笛」当役を勤めるが、その理由なども記録がなく、全体的な記録不足のために、「京不見御笛」担当楽家の間での規則性を見出す事が困難となっている。景和の養子である景典<sup>44</sup>の代となっても、史料とした『四天王寺舞樂之記』の記録において右方笛頭に関する記載が欠落している年も多いために、「京不見御笛」頭役の取り扱いについての判断は困難である。が、いずれにしても、山井家の楽人は、聖霊会で独占的に「京不見御笛」を担当することが行われなくなっても、江戸末期まで、聖霊会への出仕を可能な限り行おうとした様子が伺われる。宝永六年の口上書において、岡家が図った山井家の聖霊会よりの排除は、認められなかったのである。また、文政十三年（一八三〇）に、〈蘇莫者〉が再興された際の笛については、『四天王寺舞樂之記』には記録がなく、現在では、「京不見御笛」当役が演奏するとされているこの舞の太子の笛の奏者に関しては、どのようになっていたのかは不明である。江戸時代の天王寺方の記録の主なもの林家の記録であるため、笛に関わりの薄かった林家にはさして重要なことではなかったのか、あるいは、この〈蘇莫者〉が、林家に関係ない左舞であったためか、〈蘇莫者〉の再興の経緯そのものすら、林家の記録には残されていないのでまったく事情がわからない。蘭家側の資料により、長く断絶していたこの舞の古譜が見つかったので再興したいと願書が提出され、これが関係者の承認を受けて認められたということが分かるのみである。<sup>45</sup>

九、おわりに

「京不見御笛」頭役をめぐる争いは、天王寺方楽家林家に直接関わる争いごとではなかった。にもかかわらず、なぜ、この争論に関する記録が林家の記録である『四天王寺舞樂之記』に遺されたのかについては、系図を確認する事で明らかになろう。「京不見御笛」に関する記録が遺されている『四天王寺舞樂之記』第二冊から第六冊までの記録者は、林廣雄である。この林廣雄は、もともととは、「在京」林家の子弟であり、「京不見御笛」事件発端となったもと林家の山井景村とは従兄弟の関係にあった。幼少時は、親しく付き合っていたものであろう。その後、廣雄は「在天」林家の養子となり、<sup>46</sup>この争論の間は、天王寺にあって東儀家との対立を背景に、血縁関係にあった山井家の味方となるべき立場から、その詳細な記録を「後の例」ともすべく書き記す必要を感じたのであろう。したがって、林廣雄による「京不見御笛」争論に関する記録からは、いくつかの重要な事項が見えてくる。

それらは、主に、「京不見御笛之儀」二付三月廿一日岡家ヨリ一方仲ヶ間江口上書出ル留」の記載内容に示され、必要に応じて論じてきたので繰り返になるが、そのひとつは、江戸時代の初期においては、同じ天王寺楽所の楽家であっても、「在京」と「在天」との間で、家格に違いがあるとされ、「在京」の楽家のほうが「格が高い」とされていたらしいことである。これは、「楽頭職」が、「在京」楽家によって独占されていたらしい事から判断できる。各種系図によれば、たしかに、「在京」の楽家は、岡家をのぞいては、それぞれの本家筋にあたることから、このような状況になっていたのである。また、「在京」の林家が、「従天王寺被召出候時依仰京方舞人不残廣康弟子ニ被仰付、至于只今連続仕候」とされ、京都方も含

めて三方楽所右方の舞人を統括する立場にあったことが示されている。こうした事情から「在京」楽人が、「在天」楽人より上位に位置づけられたという事は十分に推測できる。反面、官位の授与をはじめ、三方楽所の構成員としての扱いなど、三方楽所全体としては、「在天」と「在京」の楽人の間で差があったわけではなく、こうした事実をもって、「在天」の側からは、「在京」楽人とのこうした区別を撤廃する動きがあったらしく、宝永六年（一七〇九）の時点までには、「楽頭職」は、「在天」楽家が担当するようになった事が分かる。

次に注目したいのは、楽家としての意識である。この「口上書」にあるように、「二代、三代続いたからといって、それがその家の芸になるわけではない」という表現は、山井家に難癖をつけるための言いがかりとしても、こうした表現が当時の楽所内部でまったく認められないものであったならば、このように文書に記されることもなかった表現であろうから、この時代においては、ある程度まで認められていた事実であったと推測される。江戸時代を通じて、三方楽所においては、「三方及第」という実技試験が行われ、楽所楽人は、この試験の受験を義務付けられていた。<sup>49</sup>つまり、三方楽所においては、試験の結果による評価という「実力主義」という考え方が認められていたといえよう。しかし、反面、日光御門主の裁定には、「山井氏今迄致連続動来候儀候間、今迄ノ通山井氏可相動由被仰渡候也」とあり、「連続して担当した」と云う実績が決め手となっている。三方楽所の中では、安土桃山時代の三方楽所編成時期において、京都なのか奈良なのか、あるいは天王寺なのかという出身を考慮することもなく、絶家になった楽家に養子に入りこれを復興するという事が行われたという事実により培われた実力主義的価値観と、「家の伝統」により培われてきた継続性の重視と云う二つ

の価値観が存在していたのであろうか。継続性の重視と云う観点から、山井景村は、自らが右方笛頭として聖霊会に出仕した時分より、嫡子景隆を、童舞舞人として四天王寺に伴い、その成長後も、同道することで、後継者としての存在を誇張したのであろうし、岡家の側は、その代替わりの時点を狙って、その継続性を断ち切ることを目的として、頭役の交代を主張したのであろう。それと同時に岡家の側から主張されたのが、「実力主義」的価値観であった。

さらに、これもすでに述べたように、この問題に関する四天王寺側の態度にも注目したい。それは、楽所内部の問題に関して介入を避けており、「争論之義何方ニ而も御裁評」という表現で、結論が出されればそれにしたがって「京不見御笛」をしかるべく楽人に渡すだけであるという態度である。支配―被支配の関係は、この場面では前面に打ち出されることはない。<sup>50</sup>

『四天王寺舞楽之記』の記録においてみる限りでは、「京不見御笛」のめぐる記事は、林廣雄が記録していた時代には、多くの記事が残されているが、その後は、〈納曽利〉や〈貴徳〉のように、舞楽の配役をめぐる記事が、記録者が変わっても記録が残され続けた状況と比較して、ずいぶん簡略化されており、この件に関する林家側の関心が持続しなかった事が示されている。それは、この「京不見御笛」当役を巡る争論が、林家にとって、直接関係のない笛役をめぐる争論であったことに加え、この笛の演奏権利が、三方楽所楽人としての名誉に関わる禁裏での音楽活動に直結する問題では無かったということも大きく影響していたのではないだろうか。つまり、「京不見御笛」の演奏権利を巡る争論は、所詮、四天王寺という三方楽所の一方としての天王寺楽所の「ウチ」だけの問題であり、宮中および幕府など、三方楽所としての「公」での演奏の場に関係する問題ではなかった。林家にとっては、公的活動として行わ

「京不見御笛」当役をめぐる争い

れる三方楽所の一方である天王寺方林家としての名譽、すなわち、宮中行事および幕府関係の儀式における「右舞の家」という名譽と伝統とを保持する事が、楽家としての意識の中心を占めることとなっていたのである。したがって、天王寺方楽家の「林家」としての記録においては、この点に直接関係のない記録を残す必要性はさして感じられなくなっていたのであろう。こうした記録の留められ方の変化からは、江戸時代ある時期を境として、天王寺楽所楽家の意識の焦点が、宮中をはじめとした三方楽所の一員としての演奏活動を中心としたものへと移っていたことが伺われるといえよう。そして、その変化のきっかけとして考えられることは、宝暦年間の天王寺楽所楽人と、四天王寺僧との争論であったと考えられる。<sup>51</sup>

注

- 1 三方楽所とは、京都・奈良（南都）・天王寺（大坂四天王寺）という三箇所の楽所楽人より構成される楽所のこと、正親町天皇の時代、天正年間に成立したとされる。三方楽所は、京都・奈良・天王寺のそれぞれ十七名ずつ、合計五十一名の楽人により構成された。三方楽所全体に対し、江戸幕府は「楽所領知行」を与え、また、これ等の楽人のうち二十三名に対して禁裏は、「神楽人」として扶持を与えた。彼らは、禁裏より官位を受け、楽奉行である四辻家の支配の下にあると同時に、身分的には寺社奉行の支配を受けていた。三方楽所の成立時期をめぐっては、「安土桃山時代の雅楽楽人について―三方楽所の成立をめぐめる一考察―」『四天王寺国際仏教大学短期大学部紀要』第三十号（一九九〇）、一―二〇頁においてすでに論じている。

2 いわゆる「天正の楽道御取立て」によって、従前の京都方および奈良方の楽人に加わって宮中での雅楽演奏を行うようになったのは、天王

寺方の東儀兼秋、東儀兼行、蘭廣遠、林廣康、岡昌忠とされる。以後、次第に多くの天王寺方楽人が京都に移り住み、東儀家六家のうち四家が、林家三家のうち二家が、岡家三家のうち一家が京都に住まいした。蘭家は江戸初期には三家すべてが京都に移住したが、後に東儀家に由来する家筋から新しく興った分家が天王寺に居住することとなる。

3 この時代、舞楽以外の雅楽の演奏についても衰退していたように言われていたが、貴族階級における楽の演奏については、必ずしも衰退していたわけではないことが、坂本麻美子氏の「応仁の乱後の天皇家の雅楽」『桐朋学園大学研究紀要』第二十集、一九九四、七三―八七頁）などの一連のご研究により明らかとされている。

4 『伯氏新録』には、天正元年（一五七三）八月の朝倉戦場にて当主が討ち死したことに伴い断絶となっていた豊原家のうちの一家を天王寺方蘭家が相続したこと、同じくこのころ、京都方笛の家の大神家のうち断絶していた一家を、天王寺方岡家より養子が入り山井景福となつて、新たに名跡取り立てによる再興がなされたことが記されている。

5 南谷、注1の前掲論文

6 以下、舞楽の曲名については、へで示すものとする。また、「納蘇利」については、現在では、通例は二人舞の場合を「納蘇利」として、一人で舞う場合は「落蹲」と呼ばれる。が、江戸時代の四天王寺においては、一人舞の場合も、二人舞に同じく「納蘇利」として記録されているので、本稿でもそれに従い、表記を「納蘇利」に統一する。

7 これらの、「納蘇利」や「貴徳」の舞人をめぐる対立については、『四天王寺楽人林家楽書類』（京都大学図書館所蔵）として纏められた一連の楽書の中の『四天王寺舞楽之記』に書きとどめられている。同書の翻刻は、筆者によるものが、『四天王寺舞楽之記』（上・下）（清文堂史料叢書六十四・六十五）（清文堂、一九九三）として刊行されている他、同書の「納蘇利」の争論に関する部分の翻刻が、芸能史研究会編『日

本庶民文化集成』第一巻「神楽・舞楽」(三一書房、昭和四十九年)に収められている。

この笛は聖徳太子の御作で、室町時代の後花園天皇の御代に、これをご覧になりたいとのことで、京都まで運んだところ、箱の中で砕け散っていた。ところが、四天王寺に戻って再び箱を開けてみると、自然と元の笛の形に戻っていた。このことを聞かれた天皇が感激されて、「京不見」と名付けられたとする伝承がある。

現在でも、四天王寺聖霊会での〈蘇莫者〉の演奏に際しては、聖徳太子に扮した笛奏者が石舞台の階下立って演奏する。ただし、その演奏する笛は、「京不見御笛」ではなく、奏者の所持する龍笛である。

『四天王寺舞楽之記』における聖霊会の記録は、安政七年までのものしか記載されていないが、同じく天王寺楽所「在京」楽人であった東儀文均の『楽所日記』(国会図書館所蔵)には、明治三年までの記録が遺されているので、四天王寺においては、明治三年まで、聖霊会が執り行われていた事が確認できる。

『四天王寺舞楽之記』の記載事項による。

それゆえに、宝暦年間において、天王寺楽所の楽人と四天王寺とが争論となった際に、楽人側が四天王寺における雅楽の演奏を一切行わなかった期間においても、『四天王寺舞楽之記』によると、聖霊会および常楽会については、楽人が楽所の行事として、四天王寺とは別に楽人の自宅や会所などでこれを私的に行っていたことがわかる。この事件に関する記録『天王寺々僧与争論留』は、筆者による翻刻がある。

『天王寺楽所史料』(清文堂史料叢書七十一)(清文堂、一九九五、一一二七頁)

東儀文均の日記『楽所日記』(国会図書館所蔵)の記事による。

岡昌名撰『新撰楽道類集大全』「楽道雜記」による。

以下、『四天王寺舞楽之記』よりの引用は、南谷美保編『四天王寺舞楽

之記』(上・下)(清文堂史料叢書六十四・六十五)(清文堂、一九九三)による。

生没年は、『日本音楽大事典』(平凡社、一九八九)掲載の平出久雄編の系図による。ただし、山井景和については、この系図の生年に疑問があるので、不明とした。

注4参照、また、注16に挙げた系図には、出典不明ながら「在天」岡家の兼重(一六〇四―一六八五)が、山井景福より「師子笛相伝」を受けたことが記され、「以来毎年二月十五日天王寺で吹き子孫相伝」とある。ただし、「音取」の相伝が無かったために、「音取」については、「山井氏所作」とある。この兼重の没年とはぼ重なる年より始まる『四天王寺舞楽之記』においては、二月十五日の四天王寺常楽会法要への山井家の出仕は記録されず、この記事の内容について確認することができない。また、この秘曲とされた「師子」の曲が、天王寺方のものなのか、山井家相伝のものなのか不明であるが、いずれにしても、こうした記録の存在は、「在天」岡家に対し、山井景福家が、指導者の立場をとりえた事を示唆するものであろう。また、この時代の「在天」岡家の楽人が、「兼」の名乗字を用いた理由は不明である。可能性としては、東儀家が兼帯していたことが考えられ、楽家としての「在天」岡家の立場がさほど強いものでなかったのではないかと考えられる。兼重の二代後の昌純が、もともとの兼精という名を昌純に改めてから、「在京」の岡家に同じく、再び「昌」の名乗字を用いることになる。

景和も景綱の嫡子ではなく、景綱の弟の子息とする説もある。

『四天王寺舞楽之記』第一の表紙には、〈納曾利〉の舞をめぐる一連の争論について、「納曾利之舞双論」と記載されている。この一連の事件に関する記事の翻刻は、注7に挙げたとおりである。

「舞御覧」とは、毎年正月十七日に宮中にて行われた三方楽所楽人による舞楽を天皇以下、貴族が鑑賞する行事である。

「京不見御笛」当役をめぐる争い

- 21 「御裁判 口上之覚」南谷美保編『四天王寺舞楽之記』(上)〔清文堂史料叢書六十四〕(清文堂、一九九三)八一頁。
- 22 『四天王寺舞楽之記』には、これ以後の〈貴徳〉や〈抜頭〉の舞を巡っての争論の記録が残されている。また、〈納曽利〉の舞については、後にも争論が生じている。
- 23 彼らは、自らを後出の史料にあるように、「秦姓の笛吹」と称し、他の笛の奏者と区別していた。
- 24 天王寺楽所においては、聖霊会などでの大会においては、楽人は左方と右方とに分かれて演奏を担当したが、通常の法要などでは、楽の演奏については、左右兼帯となり、右舞を担当する楽人が、左舞の演奏の際にはその伴奏の楽を担当することになる。したがって、右舞の伴奏には用いられず、左方の舞にのみ必要となる笙は、もっぱら林家の楽人が担当していた。
- 25 後に翻刻を挙げて検討する「京不見御笛之儀ニ付三月廿一日岡家ヨリ一方仲ヶ間江口上書出ル留」の内容より推測する。また、注17も参照されたい。さらに、この問題については後に考察することとしたい。
- 26 「表―1」にも挙げたが、すでに、『四天王寺舞楽之記』においては、元禄五年(一六九二)の聖霊会において、「比時左方ヨリ兼友右方江渡リ可為楽頭之權故遂穿義、兼友ヲ左江返ス。向後左右互ニ人数多少アリ相渡ル節者、末座ヲ互ニ可渡条相極」と記されている。ここでは明記されていないが、右方楽頭としての権限となると、「京不見御笛」当役も勤めることとなり、岡家の主張に先立って、東儀家からも、「京不見御笛」演奏の権利を天王寺方楽人に取り戻そうとする動きがあったことが推測される。この年の聖霊会には、景村が笛頭として参加していただけでなく、その父親の景元も参加している。が、景村が笛頭になるのは、その前年の元禄四年からであることを併せて考えると、この時点で、すでに「京不見御笛」当役が山井家に世襲されていること
- 27 「京不見御笛之儀ニ付三月廿一日岡家ヨリ一方仲ヶ間江口上書出ル留」においては、「故景福、故景元両人共ニ其時分之階老故勤役尤存候」とされ、「京不見御笛」頭役の条件として、「階老」、すなわち年長者であることがあったことが知れる。
- 28 後に挙げる「京不見御笛之儀ニ付三月廿一日岡家ヨリ一方仲ヶ間江口上書出ル留」による。なお、景村がこれを拒否した根拠は、注26に挙げた元禄五年の事件の際の合意によるものではなく、「山井家の権利」とする主張であつたらしい。そこで、宝永三年には、左方笛吹の側からも、この元禄五年の合意を反故にする形での強引な交渉を行ったのであろう。
- 29 南谷、注21の前掲書、一〇三―一〇四頁。
- 30 京都に召された東儀家のうちの一家は、宮中での御神楽を担当するため、京都方の楽家である安倍姓を賜り、これを名乗ることとなった。名乗字も、季を用いることになる。
- 31 南谷、注21の前掲書、一一四―一一五頁。
- 32 この時代、東儀家の楽人は、「兼」、「文」という名乗字を、岡家の楽人は、注17でも述べたように「昌」の名乗字を用いていた。時代が下ると、東儀家は、「俊」など、岡家も「倫」などの名乗字をこれらに加えて用いている。
- 33 後に挙げる「京不見御笛之儀ニ付三月廿一日岡家ヨリ一方仲ヶ間江口上書出ル留」による。
- 34 もっとも、それであれば、聖霊会に不参加すると主張する態度には矛盾を感じるが、このように、天王寺楽所楽人が自らの主張を通すために、四天王寺の法要での楽および舞楽の演奏を拒否すると言う姿勢

は、『天王寺々僧与争論留』に記された宝暦年間の楽所楽人の「宗旨改帳」の提出をめぐる争論の一環としてのストライキにも通じるものがある。

35 南谷、注21の前掲書、二〇―二二頁。

36 南谷、注21の前掲書、一八六頁。

37 南谷、注21の前掲書、一九三頁。「比度ヨリ左方笛渡り不申候也」とあり、結局、景隆が聖霊会への出仕を続けた期間は、補助は出されなかったようである。享保二十年以後、山井家以外の楽人が右方笛頭を勤めるようになる、左方からの笛演奏者の補助が復活している。景隆は、父親の景村が、「京不見御笛」当役をめぐる、岡家をはじめとする天王寺方楽人と争論する様子を当事者の一員として経験している。こうした経験により、聖霊会での演奏における負担を覚悟の上で、左方笛演奏者との間での妥協を行わなかったであろう。

38 南谷、注21の前掲書、二六八頁。

39 『四天王寺舞樂之記』の記載によると、「病氣」がその理由である。享保二十年の時点より、体調が優れなかったであろうか。

40 『日本音楽大事典』（平凡社、一九八九）掲載の平出久雄編の系図による。『四天王寺舞樂之記』では、元文四年の聖霊会に「下向無之ハ景隆」とあり、元文五年にはこうした記載がなく、また景綱も出仕していない。忌中の楽人は、聖霊会に出仕しない例があることから、元文四年の聖霊会以降に、景隆が死亡したと思われるが、前掲の芝祐泰『雅楽通解』掲載の系図によると、没年は、寛保元年（一七四一）とされている。

41 翌年の元文五年には景綱の参加はなく、この年には右方の童舞（胡蝶）は、「楽斗」、つまり、舞楽の伴奏の楽のみが演奏され、舞は舞われなかったとあり、このことから、景綱のみが、聖霊会での右方童舞の舞人を勤めうる年代であった事がわかる。続く、元文六年とその翌

年寛保元年には、景綱が同じく童舞舞人として出仕していることと、その後は、景綱の出仕は、延享四年まで見られないが、童舞は、他家の子供が担当していることから、景綱は、この時期、童舞要員として聖霊会に参加したものである。また、山井家の子弟が童舞舞人として聖霊会に参加した例は、景綱の父、景隆の例もあるが、景隆の場合、その父親である景村が右方笛頭として聖霊会に参加しているの

で、父子で同道したと思われる。東儀文均の日記『楽所日記』（国会図書館所蔵）によれば、当時、京都在住の楽人が聖霊会に参加するために大坂に下ってくる際には、複数名のグループで移動していた事がわかり、父親とともに下坂したわけではない山井景綱の場合は、「在京」天王寺方のいずれかの楽人が同道したものと思われる。おそらく、この時点でも山井家は、「在京」天王寺方のいずれかの家と縁戚関係にあったものか、あるいはなんらかの事情で親しくしていた天王寺方楽家が存在し、こうした関係に基づき、当時、病身であった景村に代わって、そしてその没後も、景綱を支える楽人が存在したのであろう。

42 寛延四年、宝暦三年の聖霊会の記録に、景綱の下向が無かったと記載されていることから、山井景綱の代になっても、それまでの世代に同じく、山井家の楽人も聖霊会に参加すべきとみなされていた事が分かる。

43 寛政六年（一七九四）の東儀家の担当分を、山井家の代理とみなすと、寛政六年までは隔年で担当したと考える事も可能であるが、それ以後の当役の配分からは、規則性は見出せない。

44 京都市方楽家多家よりの養子。ここで、林家との血縁関係が切れたことが、景典の聖霊会右方笛頭としての立場に影響を与えたのかどうかについても、記録不足のために判断できない。景典は、神楽笛の名手として知られた楽人であり、龍笛および高麗笛の技量についてもそれなりの技を保持していたと推測される。

「京不見御笛」当役をめぐる争い

- 45 芝祐泰『雅楽通解』（国立音楽大学出版部、一九六七、三〇七―三二八頁）の『蘇莫者』復興之事」に引用された記録による。
- 46 この家系が、代々『四天王寺舞楽之記』を書き継いでいく。
- 47 南谷、注21の前掲書、七頁。
- 48 三方楽所は、三方それぞれに十七家の楽家を配当し、あわせて五十一家をもって構成されたが、天王寺方十七家の配分については、「在京」・「在天」によって差別されていなかった。また、宮中での各種行事への参加についても、両者において差別されることなく、定められたローテーションによって、割り当てられていた。ただし、「在天」楽家は、京都での楽儀に際しては、「在京」楽家に代役を依頼することもしばしば行われた。南谷美保「江戸時代の三方楽所における『御扶持人』と『楽所領知行配当者』―『四天王寺楽人林家楽書類』の記録にもとづく考察―」（『音楽学』第三十二号、一二九―一四三頁）においてこうした点について考察している。
- 49 「三方及第」については、南谷美保「江戸時代の三方楽所楽人と三方及第―『楽所日記』に基づく一考察―」（『四天王寺国際仏教大学短期大学部紀要』第三十七号、二二八―二三九頁）において論じている。
- 50 しかし、宝暦年間の宗旨改帳をめぐる争論では、四天王寺側は、楽所楽人に支配権を及ぼそうとする。そして、それが不首尾に終わった後は、天王寺楽所への直接的な支配権を放棄することになったようである。この問題については、南谷美保編『天王寺楽所史料』（清文堂史料叢書七十一）（清文堂、一九九五）の解説において述べている。
- 51 この点については、稿を改めて考察したい。

